

# 仕 様 書

本仕様書は、小高中学校敷地内における除草業務委託について、次のとおり定めるものとする。

## 1 業 務 名

小高中学校除草業務委託

## 2 業務委託場所

小高中学校

## 3 業務期間

契約締結日 ～ 令和8年8月31日

## 4 業務内容

委託者と事前協議の上、下記のとおり除草及び刈草の処分等の業務を行う。

### (1) 除草について

① 学校敷地内に自生した草の除去（枯草を含む）と処分を行う。

除草方法は原則として手取り除草（草むしり）を基本とするが、草丈により、機械除草（草刈り機）が必要である場合は、機械併用や機械のみも可とする。

② 長年手入れしてない事により自生した樹木等は草刈作業等と共に除去するものとする。

### (2) 刈草・ゴミ等の処分について

除草作業により発生した刈草や枝等の処分を行う。

## 5 業務の範囲

法面部分の除草

※詳細は別添【学校敷地図面】のとおり

## 6 実施時期及び回数

1回（夏季休業期間に実施するものとし、学校と協議の上日程を決定）

## 7 書類の提出

受託者は、業務着手、業務中、業務完了後において、次のとおり文書で委託者に提出するものとする。

(1) 着 手 届・・・契約締結後速やかに、教育委員会事務局担当者と協議の上、「業務工程表」を添付した着手届を提出する。

- (2) 完了報告書・・・業務完了時に、作業箇所ごとに、実施前・実施状況・実施後それぞれの写真を添付した完了報告書（成果品）を提出する。

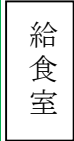
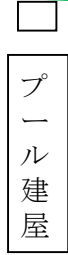
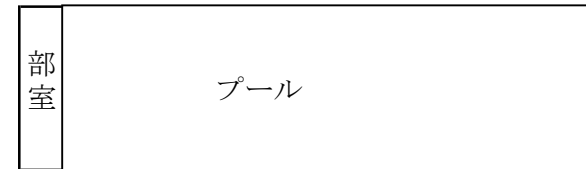
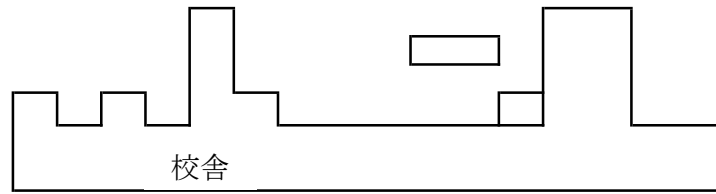
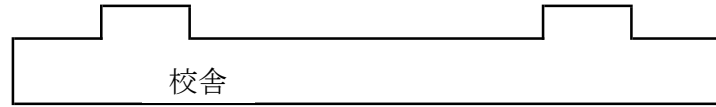
## 8 その他

- (1) 当該業務に係る一切の経費は受託者の負担とする。
- (2) 業務にあたっては、当該学校及び近隣住民等に対し、必要に応じて業務の事前連絡をする等苦情がないように充分配慮するものとする。
- (3) 草刈作業中は、柵などを破損しないように注意を払うこと。尚、破損した場合は速やかに委託者まで報告し、受託者の責任において修理するものとする。
- (4) 業務中の事故その他については、受託者の責任に於いて処理し、速やかに委託者に報告すること。
- (5) 図面の敷地境界は土地の境界を示しており、施設の柵及び側溝が境界と一致していないことがあるため、敷地境界を確認した上で作業をするものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については両者協議のうえ、決定するものとする。

## 9 環境への配慮

南相馬市役所の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

民家



砂

